

令和8年度 調布市立第五中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

- いじめ防止対策に関する法令等**
- ・日本国憲法
 - ・教育基本法
 - ・学校教育法
 - ・いじめ防止対策推進法
 - ・東京都いじめ防止対策推進条例
 - ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
 - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
 - ・調布市子ども条例
 - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
 - ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等
 - ・調布市いじめ撲滅の手引き

学校の教育目標

- ◎思いやりと助け合う心をもとう
- 自ら学ぶ人になろう
- 心と体を鍛えよう

- 目指す生徒像**
- 1 話を聴く・聴き合える生徒
 - 2 あいさつができる生徒
 - 3 優しい言葉を使う生徒
 - 4 時間を守る生徒
 - 5 自分の学校をよりよくしようと参画する生徒

- 目標策定の方針**
- 生徒の実態
- ・明るく素直な生徒が多い。
 - ・行事等は、男女協力して仲良く活動する。
- 保護者、地域の願い
- 学校評議員や学校関係者委員会からの意見等
- ・健康で安全な生活と、確かな学力を身に付けて欲しい。

いじめ防止等に関する学校の目標

全ての教育活動を通じて人権尊重の理念を踏まえた指導を行うことを通して、全生徒の「いじめはどんなことがあってもあってはいけないことだ」と思うと回答する割合100%を目指す。

いじめの未然防止・早期発見のために

- 教職員の指導力の向上**
- ・体罰の否定・教育相談的援助
 - ・授業改善・いじめに関する研修
 - ・人権教育プログラム、いじめ撲滅の手引き、人権教育ニュース、人権教育指導啓発資料の活用
 - ・携帯電話取り扱いに関する研修
 - ・教育コーディネーター室との連携に関する研修
- 学校の組織的対応**
- ・いじめに関するアンケート、心の状態や悩みに関するアンケートを毎月を実施して、子ども一人一人の状況を把握する視点を重視する。
 - ・スクールカウンセラーによる全面接(中1)
 - ・自己肯定感の獲得
 - ・スクールサポーターによる個別学習支援の推進
 - ・放課後学習教室

【いじめの未然防止】【早期発見】

いじめはどの子どもにも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく、「未然防止」「早期発見」「重大事態への対応」の4つの段階のポイントを念頭に、組織として対応する。

「一定の人間関係において、心理的または物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの(学校の内外を問わない)」がいじめとされ、すべての学級等で複数の目で見ながら生徒を理解していく必要がある。

生徒理解の方法

- ①観察(感性のある敏感な目・複数で)担任ローテーション・子どもの近くにいる
- ②対話(短い時間でもよく話すこと)学期に1回以上のトーキングタイム、SC面接の実施
- ③調査(いじめアンケート、提出物等)月1回はいじめアンケート・ノート等

「おや」と思うことはすべて情報共有・管理職への迅速な報告を徹底し、「学校いじめ対策委員会」の組織で対応方法を検討し、指導する。

学校いじめ防止対策委員会
(校長、副校長、教務主任、生活指導主任 兼 特別支援教育コーディネーター主任、SC、各学年主任・生活指導部、担任、養護教諭等)

- スクールカウンセラーとの連携**
- ・特別支援教育校内委員会を週1回設置し、連携を強化。
 - ・担任とともに状況を把握、共有し、指導状況を確認
 - ・児童・生徒の・実態把握やケアの取組内容
- 保護者・地域との連携**
- ・保護者会の実施
 - ・三者面談の充実
 - ・学年・学校便り等の配付
 - ・PTA委員会との連携
 - ・保護者との合同行事(合同パトロール・美化)
 - ・地域学校協働本部設置
 - ・民生児童委員との連携

具体的ないじめへの対応(早期発見、重大事態への対応)

| 生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合) | | |
|---|--|---|
| <p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の様態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者と職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連 | <p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口(校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、養護教諭)の設置 ・学校いじめ防止対策委員会(校長、副校長、教務主任、生活指導主任、各学年主任、生活指導部、スクールカウンセラー、担任、養護教諭等)の設置 「学校いじめ防止対策委員会の取組」 ・教育相談体制の確立 ・学年、分掌の連携強化 ・いじめ問題の研修を実施 | <p>③<被害生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護 ・情報の共有と対応検討 ・問題解決に向けての援助 <p><加害生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの加害者にならない」という確認と自己の言動が与えた影響についての確認のもと、変容を促す指導、心理的な責任を果たすよう指導、法的な責任を果たすよう指導 |
| 生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合) | | |
| <p>●関係諸機関との連携</p> <p>連携機関⇒(指導室、教育相談所、子ども家庭支援センター「すこやか」、スクールソーシャルワーカー、多摩児童相談所、調布警察署、立川少年センター、医療機関、不登校児童・生徒への訪問型支援「みらい」、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」等)指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の提示等</p> | | |

- * 重大事態への対応**
- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害生徒への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害生徒への懲戒や出席停止の検討
 - ④警察や児相等との連携
 - ⑤緊急保護者会の開催

| 年間指導計画 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|------|----------|----------------------------|-----|--------------|-------------|----------|--------------|------------|-----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 各教科 | 普通救命講習(第3学年) | | | | | | 「人権週間」 | | | | | |
| | ・英語:あいさつ・体育:協力・友情・技術:情報モラル・音楽:助け合い・英語:異文化交流・家庭:家庭と家族・家庭:幼児の発達・音楽:命・友情 | | | | | | | | | | | |
| 生活指導 | いじめ防止アンケート(月1回) | | | ふれあい月間(6月)心の健康観察アンケート(月1回) | | | ふれあい月間(11月) | | | ふれあい月間(2月) | | |
| | 調布市防災教育 セーフティ教室 | | | | | | | | | | | |
| 学校行事 | 入学式 | 体育大会 | | | | | | 合唱コンクール | | 卒業式 | | |
| | 始業式 | | | 終業式 | 始業式 | | | いのちと心の教育 | 終業式 | 始業式 | 修了式 | |
| 特別活動 | 集団生活のルール | | 体育大会での協力 | | | 修学旅行での協力(3年) | | | 移動教室での協力(1年) | | | |
| | 調布市防災教育 | | | | | 職場体験(2年) | | | 校外学習での協力(2年) | | | |
| 道徳科 | 基本的な生活習慣・誠実・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛・集団生活のルール 諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・協力・人間関係の確立・将来設計・いのちと心の教育月間 | | | | | | | | | | | |
| 家庭・地域 | 三者面談 | | | 道徳授業地区公開講座 | | | 学校評価アンケート | | | | | |
| | 学年保護者会・調布市防災教育の日 | | | 社会を明るくする運動 | | | 学年保護者会 | | | 学年保護者会 | | |
| | 三小地区健全推進委員会・富士見台小地区健全推進委員会・多摩小地区健全推進委員会・飛田給小地区健全推進委員会 | | | | | | | | | | | |